

確定申告のための決算説明会を開催します

東金税務署では確定申告に向け、事業所得、農業所得及び不動産所得等がある方を対象に、収支内訳書や青色決算書の作成方法、消費税の決算方法の説明会を開催します。

筆記用具を持参のうえ、ご参加ください。

と き		と ころ
12月3日(水)	午前10時～正午	山武市役所 3階大会議室 (山武市殿台296)
12月4日(木)	午前10時～正午	大網白里市中央公民館 講堂 (大網白里市大網121-2)

《青色申告》

一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする方には、青色申告という税制上有利な取扱いが認められる制度です。

○青色申告の特典(主なもの)

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業専従者給与の必要経費算入
- ③純損失の繰越しと繰戻し

○青色申告の手続き方法

青色申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を始めた方は開業した日から2ヶ月以内)に「青色申告承認申請書」を税務署へ提出してください。



◆問い合わせ

東金税務署個人課税第1部門 ☎0475-52-3121

※税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

◆問い合わせ

東金税務署総務課

☎0475(52)3121

この週間に伴い、11月16日(日)の「産業まつり」が来ます。一緒に税金クイズに参加しませんか。税に関するパンフレットの配布や1億円体験コーナーもありますので、ぜひご来場ください。

税を考える週間は、納税者に税の仕組みや役割について考え、理解を一層深めていただくため設けられています。

11月11日～17日

税を考える週間

産業まつりに「イータ君」がやってくる!

事業主のみなさんへ

平成28年度から町県民税の特別徴収(給与天引き)を徹底します

給与を支払うすべての事業主は、地方税法第321条の4の規定で、すべての従業員から町県民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。

平成28年度から県内の全市町村は、町県民税の特別徴収による納入を徹底しますので、事業主のみなさんは従業員への周知や特別徴収への対応の準備をお願いします。

特別徴収とは、給与の支払者が従業員(パート・アルバイトを含む。)に支払う毎月の給与から町県民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

◆問い合わせ

○制度のこと

千葉県総務部税務課 ☎043-223-3098

千葉県総務部市町村課 ☎043-223-2133

○手続きのこと

税務課課税班 ☎84-1212